

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年九月三日奈良県指令郡土第六一―一八号

平成二十五年二月二十五日奈良県指令郡土第六一―一八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年二月二十八日郡土第五〇七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年二月二十八日郡土第一五一号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市俵口町一七一番一、一七一番二、一七一番三、一七一番四、一七一番五及び

二三五九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目六番二〇号

株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手善紀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市俵口町一七一番五